手続きの流れ

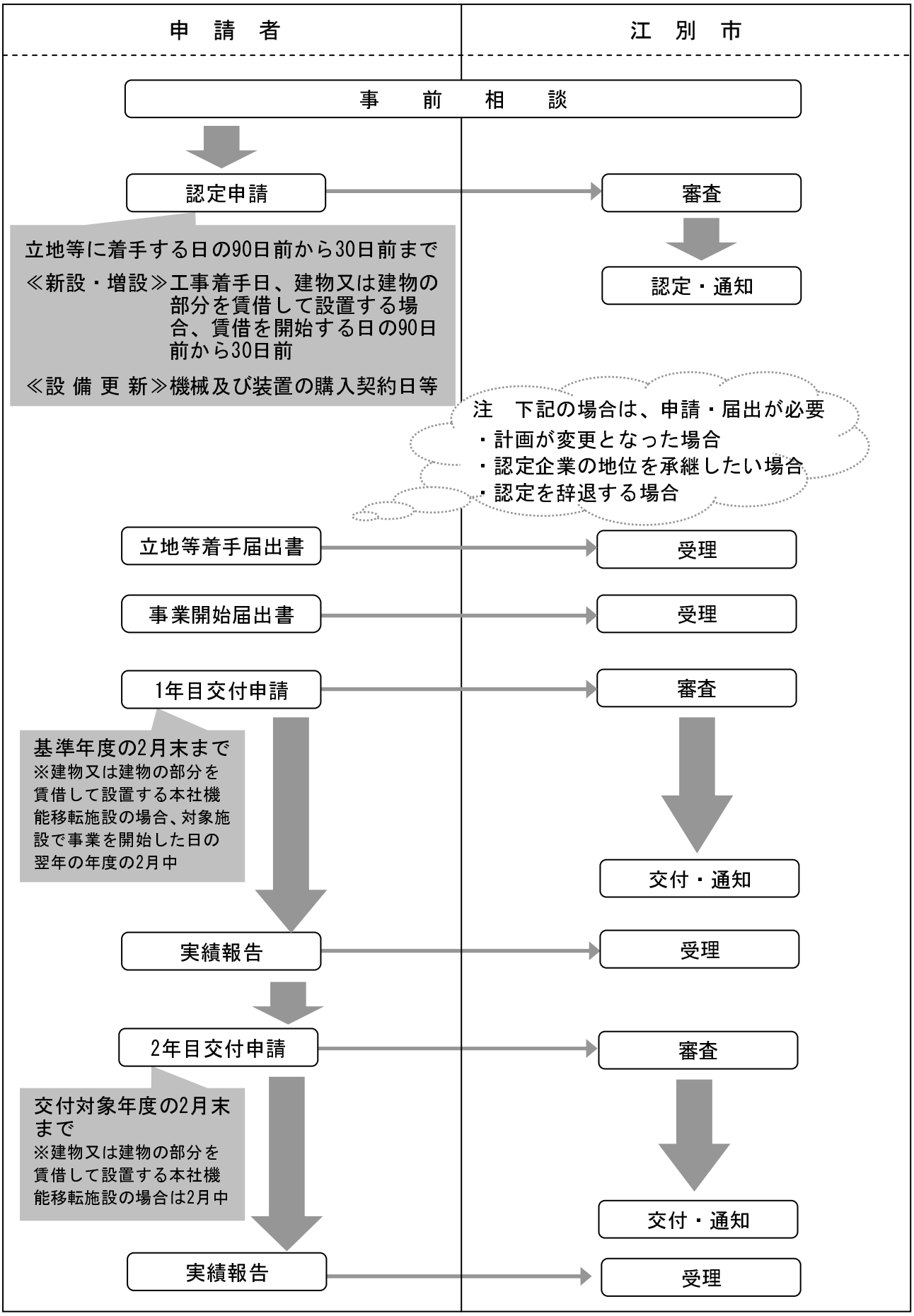
申　請　者
江　別　市
事　前　相　談
認定申請
審査
認定・通知
立地等に着手する日の90日前から30日前まで
≪新設・増設≫工事着手日、建物又は建物の部分を賃借して設置する場合、賃借を開始する日の90日前から30日前
≪設 備 更 新≫機械及び装置の購入契約日等
注　下記の場合は、申請・届出が必要
・計画が変更となった場合
・認定企業の地位を承継したい場合
・認定を辞退する場合
立地等着手届出書
受理
事業開始届出書
受理
1年目交付申請
審査
基準年度の2月末まで
※建物又は建物の部分を賃借して設置する本社機能移転施設の場合、対象施設で事業を開始した日の翌年の年度の2月中
交付・通知
実績報告
受理
2年目交付申請
審査
交付対象年度の2月末まで
※建物又は建物の部分を賃借して設置する本社機能移転施設の場合は2月中
交付・通知
実績報告
受理